

7月から

# 支給手続き開始

4月からの消費税率引き上げにともない、所得の低い方や子育て世帯への負担を緩和するため、暫定・臨時的な措置として支給する「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」についてお知らせします。

なお、給付金を受給するには申請が必要です。支給対象者となる可能性がある方は、忘れずに申請してください。

受給できるのは、いずれか一方の給付金で、1回限りの支給となります。

## 臨時福祉給付金

- ▶支給対象者  
市民税が課税されない方。ただし、課税者の扶養家族や生活保護を受給している方などは除く。
- ▶支給額  
支給対象者1人につき1万円。ただし、年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円。

## 子育て世帯臨時特例給付金

- ▶支給対象者  
平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方。ただし、児童手当の所得制限限度額以上の方、生活保護を受給している方、臨時福祉給付金の対象となる子どもは除く。
- ▶支給額  
子ども1人につき1万円。

いずれの給付金も、基準日である平成26年1月1日現在、岩見沢市の住民基本台帳に登録のある方が対象となります。

## 申請書の送付

給付金の支給対象者となる可能性がある方には、6月下旬に申請書を送付します。ただし、公務員の方には勤務先から、子育て世帯臨時特例給付金申請書と受給状況証明書が送付されます。

給付金の支給対象者となる可能性がある方で、申請書が届かない場合や申請書を紛失してしまった場合は、市の臨時給付金担当にご連絡ください。

両方の申請書が届いた場合、いずれか一方の給付金のみが支給の対象

となります。いずれの給付金も支給対象となる場合は、次のページの対象者診断チャートで確認いただくか、お問い合わせください。

## 申請の方法

送付した申請書に必要な事項を記入・押印し、本人確認書類、給付金振込口座確認書類、その他確認書類を同封の返信用封筒で郵送するか、市の窓口で申請してください。

### 【本人確認書類】

次のいずれかの写しを添付してく

ださい。(臨時福祉給付金の場合、同一世帯に属する支給対象者全員分の添付が必要です)

● 運転免許証(裏面に記載がある場合は裏面の写しも)

● パスポート(顔写真があるページ)

● 住民基本台帳カード(写真付き)

● 身体障害者手帳

● 在留カード など

これらのいずれも所持していない場合に限り、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証などを本人確認書類とすることができます。

【給付金振込口座確認書類】

次のいずれかの写しを添付してください。

- 給付金振込口座の通帳の表紙裏ページ(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が記載されている部分)
- キャッシュカード

【その他確認書類】

臨時福祉給付金の加算対象の方は、加算対象となる年金等の受給を確認できる書類の写しを添付してください。

公務員の方で、子育て世帯臨時特例給付金を申請する場合は、受給状

況証明書を添付してください。

子育て世帯臨時特例給付金の申請の際、児童手当の振込口座を選択した場合は、一切の書類の添付が不要です。ただし、公務員の方は通帳またはキャッシュカードの写しおよび、受給状況証明書が必要です。

申請期間

7月5日(土)から平成27年1月5日(月)まで(郵送の場合、平成27年1月5日(月)の消印有効)

給付金の受取方法・時期

給付金は申請書に記載した指定口座に入金されます。

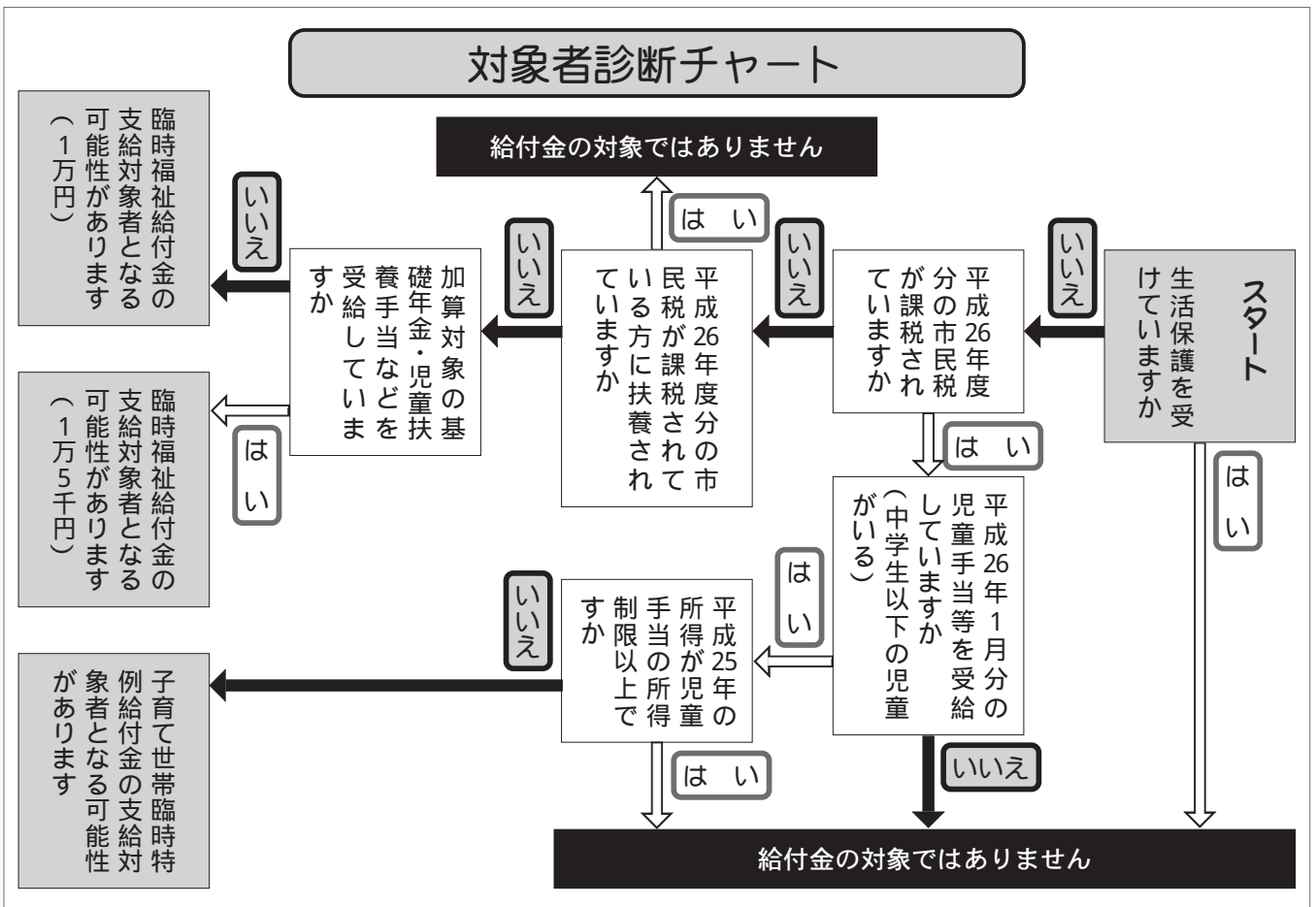
なお、金融機関に口座を持っていないなど、やむを得ない事情がある場合は、市の窓口で現金支給を受けることもできます。

【口座振込の場合】

7月11日(金)までに申請した場合、入金日は8月上旬の予定です。以降については、受付日から概ね1か月後に入金の手配です。

【現金支給の場合】

後日、支給予定日と場所を記載し



た支給決定通知書を送付します。  
なお、現金支給は8月下旬から行います。

## Q&A

**Q** 自分に市民税が課税されているかどうか、知りたいのですが？

**A** 例えば、給与支払明細書の市民税の項目に課税額が記載されている場合、市民税の納税通知書が送られてきた場合、65歳以上の方の介護保険料決定通知書に記載されている保険料の段階で5段階以上になっている場合には、基本的に市民税が課税されています。

**Q** 平成26年1月2日以降に岩見沢市に引っ越してきたのですが、岩見沢市で申請することができますか？

**A** 給付金は、基準日である平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村から支給されますので、申請方法等については、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

**Q** 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

**A** 【臨時福祉給付金】  
基準日に生まれた方は臨時福祉給付金の対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。  
また、基準日から支給が決定するまでの間に亡くなった方も、臨時福祉給付金の対象となりません。

【子育て世帯臨時特例給付金】  
基準日に生まれた子は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた子は対象児童となりません。

また、基準日から支給が決定するまでの間に亡くなった方も、子育て世帯臨時特例給付金の対象児童となりません。

申請方法に関する問合せ先  
市福祉課臨時給付金担当

制度に関する問合せ先  
厚生労働省  
「2つの給付金に関する専用ダイヤル」  
☎ 0570 - 037 - 192  
一部のIP電話などは、つながらない場合があります。

### 【窓口申請の受付日時・会場】

日 時	会 場
7月5日(土)～6日(日) 午前9時～午後5時	市役所本庁(鳩が丘1) 北村支所(北村赤川593) 栗沢支所(栗沢町東本町21) コミュニティプラザ(有明町南1) 日の出コミュニティセンター(日の出3) 南コミュニティセンター(南町80) 北ふれあいセンター(北3西11) 幌向総合コミュニティセンター ほっとかん(幌向南1-1)
7月7日(月)～ 平成27年1月5日(月) (土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後5時	市役所本庁(鳩が丘1) 北村支所(北村赤川593) 栗沢支所(栗沢町東本町21) 有明交流プラザサービスセンター(有明町南1) 朝日サービスセンター(朝日町176) 幌向サービスセンター(幌向南1-1) 美流渡サービスセンター(栗沢町美流渡栄町93)

## 振り込め詐欺や 個人情報情報の詐取に注意

市や厚生労働省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。

市や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めるとは、絶対にありません。

市や厚生労働省などが、市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を電話で照会することは、絶対にありません。

市や厚生労働省などをかたった不審と思われる電話や郵便があった場合は、迷わず、警察署(22局0110)または警察相談電話(9110)や市民連携窓口へご連絡ください。